

令和5年度群馬県外来対応医療機関設備整備事業費補助金（個人防護具）【第2回】

申請案内

1 対象医療機関

群馬県の指定を受けた「外来対応医療機関」

※なお、本補助金の交付にあたっては、対象期間内に対面診療（ドライブスルー診療を含む。）で使用した個人防護具について、補助を行います。

2 対象経費

基準額	対象経費	補助対象期間
(5) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 1人当たり 3,600円	需用費（個人防護具購入のための消耗品費）	「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」

3 補助対象期間

令和6年2月7日（水）から令和6年3月5日（火）まで（第2回）

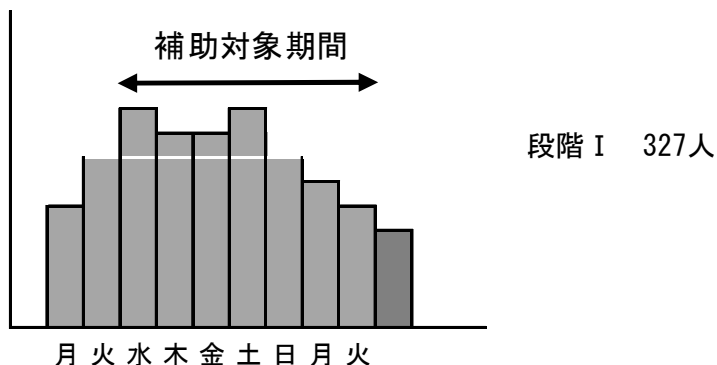
※令和5年10月1日から令和6年3月31日までに発注及び納品された個人防護具に限る。

補助対象期間のイメージ

県内医療機関における新型コロナウイルス感染症の入院患者の総計が、病床確保計画に定める段階Ⅰ（327人）を超えている期間

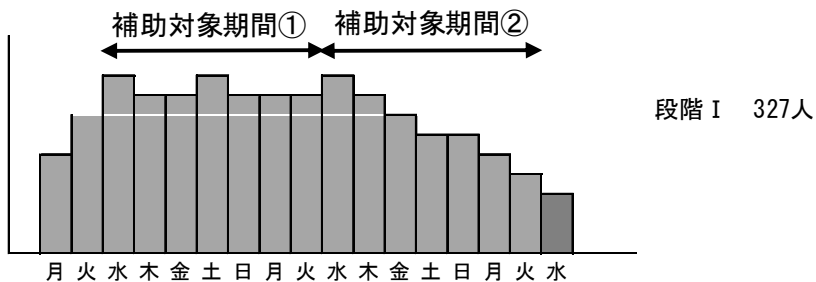
※なお、入院患者数については毎週水曜日の午前0時時点の入院患者数を基準とする。

【パターン1】翌週火曜日には段階Ⅰを下回っていた場合



段階の判断は、毎週水曜日の午前0時を基準とするため、対象期間内に段階Ⅰを下回っていても、水曜日から、翌週火曜日まで（7日間）は補助対象とする。

【パターン2】翌週水曜日にも段階Ⅰを上回る場合



水曜日午前0時時点で、段階Ⅰを上回っているため、補助期間が7日間延長される。
(補助期間 = ① + ②)

4 補助金の算定方法

原則、以下のとおり算出し、実績報告を行ってください。

なお、補助額は千円未満切捨となりますので、使用金額の合計が千円に満たない場合は、補助対象外となります。

$$\boxed{\text{購入単価}} \times \boxed{\text{使用枚数}} = \boxed{\text{使用金額 (税込)}}$$

【購入単価の計算方法】

(例) サージカルマスク 50枚 960円 (税込)

→ 960円 ÷ 50枚 = 19.2円/枚 → 19円/枚 (円未満切捨)

補助対象期間に使用した枚数: 30枚

→ 単価19円 × 使用枚数30枚 = 570円

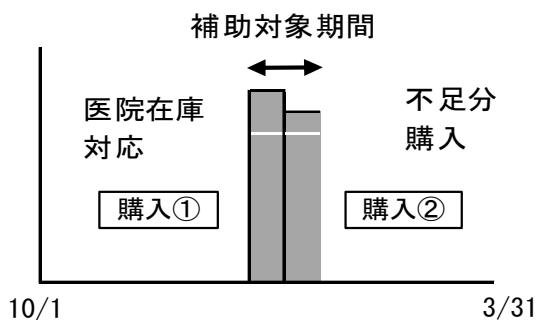
また、使用枚数については、以下を目安とします。

使用枚数

$$= \boxed{\text{疑い患者数の累計}} \times \boxed{\text{医療従事者数}} \times \boxed{\text{物品目安量}}$$

※ なお、疑い患者の診療・検査により、新たに個人防護具を購入した場合も、補助対象とすることができます。

購入のイメージ



①補助対象期間内に医院在庫を使用

又は

②不足分を追加購入

※いずれも補助対象となりますが、
①及び②は、R5.10.1～R6.3.31に発注かつ納品された物品が対象です。

【物品目安量】

種類	最大使用量 (医療従事者、患者1名あたり)	備考
N95マスク	1枚	
サージカルマスク	3枚	
ガウン	2枚	
グローブ	12枚	
キャップ	2枚	
ゴーグル フェイスシールド(本体)	0.05本	消毒し、繰り返し 使用できるもの
フェイスシールド (交換シールド)	1枚	

5 提出書類

- (1) 群馬県外来対応医療機関設備整備事業費補助金(個人防護具)
交付申請書(兼)実績報告書(様式第8号)
- (2) 別紙1～別紙4(個人防護具内訳明細書)
- (3) 交付決定前着手届(様式第6号)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 補助対象期間内に使用された個人防護具の所要額がわかる書類
(令和5年10月1日以降に発行された納品書、領収書等の写し)